大阪大学大学院生命機能研究科放射線障害予防規程

（目的）

第１条　この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。以下「法」という。）の規定に基づき、大阪大学大学院生命機能研究科（以下「研究科」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線照射装置の使用その他の取扱いを規制し、これらによる放射線障害を防止し、安全を確保することを目的とする。

（研究科施設）

第２条　この規程における研究科放射線施設（以下「研究科施設」という。）は、次のとおりとする。

（１）　放射性同位元素実験施設

（２）　照射室

（放射線障害防止に関する組織及び職務）

第３条　大学院生命機能研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科における放射性同位元素等の取扱及び放射線障害の防止に関する安全管理の責任を有し係る業務を総括する。

第４条　研究科における放射線障害防止に関する組織は、別図に掲げるとおりとする。

第５条　研究科に放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置き、放射性同位元素等の安全管理及び放射線障害の防止に関する必要な事項を審議する。安全委員会の規定は、別に定める。

第６条　研究科に、放射線障害の発生の防止について、監督を行わせるため、放射線取扱主任者を置く。

２　放射線取扱主任者の選任については、研究科内で第１種放射線取扱主任者免状を有する者の中から総長（法人の代表者である学長）が行うものとし、総長はこれを研究科長に専決させるものとする。これを解任するときも、同様とする。

３　前項に掲げる選任及び解任を行った場合は、速やかに総長に届け出るものとする。

４　主任者は、第１項の職務を行うため、次の各号に掲げる実務に当たる。

（１）予防規程の改正等への参画

（２）法令に基づく申請、届出及び報告の審査

（３）立入検査等の立会い

（４）研究科長に対する意見の具申

（５）安全委員会の開催の要求

（６）使用状況等並びに放射線施設、帳簿及び書類等の監査

（７）関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示

（８）教育及び訓練の計画等に対する指導及び指示

（９）危険時等の対策及び措置

（１０）その他放射線障害防止に関する必要事項

５　研究科長は法第３６条の２の規定に基づき、放射線取扱主任者に選任後１年以内（選任前１年以内に受講していた者は、その受講の翌年度の開始日から３年以内）、その後は翌年度の開始日

から３年以内ごとに、定期講習を受講させなければならない。

第７条　放射線取扱主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができないときは、その期間中職務を代行させるため、放射線取扱主任者の代理者を置く。

２　代理の期間が３０日以上の主任者の代理の選任又は解任は、第６条第２項および第３項の規定を準用する。

３　代理の期間が３０日未満の場合は、研究科内で第１種放射線取扱主任者免状を有する者の中から研究科長が任命する。これを解任するときも、同様とする。

４　主任者の代理者は、第６条第４項に掲げる実務を代理する。

５　必要に応じて放射線取扱主任者及び放射線取扱主任者の代理者（以下「主任者」という。）を補佐させるため放射線取扱主任者補佐（以下「主任者補佐」という。）を置き、研究科長が委嘱する。

６　主任者補佐は、次の各号に掲げる実務を補佐する。

（１）法令に基づく申請、届出及び報告の審査

（２）使用状況等並びに放射線施設及び帳簿書類等の監査

（３）関係者に対する関連法令、予防規程の遵守のための指示

（４）危険時等の対策及び措置

第８条　研究科施設の維持・管理、並びに放射性同位元素又は放射線照射装置を安全管理し、放射線障害の発生を防止するため研究科に管理室を置く。

２　管理室に管理室長を置き、研究科長が委嘱する。

第９条　管理区域内の施設及び設備のうち、主任者が必要と認めたものについて取扱責任者を置く。

２　取扱責任者は、研究科職員の中から研究科長が委嘱する。

３　取扱責任者は、取扱等業務従事者に対し、放射性同位元素等又は放射線照射装置の取扱いについて、適切な指示を与える。

第１０条　施設管理責任者を置き、研究科長をもって充てる。

２　施設管理責任者は、研究科施設の維持及び管理を総括する。

第１１条　安全管理責任者を置き、管理室長をもって充てる。

２　安全管理責任者は、研究科施設の放射線管理を総括する。

（取扱等業務従事者の登録）

第１２条　研究科施設において、放射性同位元素等又は放射線照射装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事しようとする者は、大阪大学放射性同位元素等取扱者登録実施要項により申請し、登録しなければならない。

２　前項の規定により登録された者（以下「取扱等業務従事者」という。）以外の者は、放射線業務に従事し、又は研究科施設若しくは管理区域に立ち入ってはならない。ただし、研究科施設又は管理区域に、主任者又は主任者補佐（以下「主任者等」という。）の許可を受けて一時的に立ち入る者はこの限りでない。

（共同利用者）

第１３条　研究科以外の機関において放射線業務従事者として登録された者で、研究科における放射性同位元素等又は放射線照射装置の取扱いを研究科長から許可された者を共同利用者という。

２　共同利用者となることを希望する者は、原則として、自己の所属する機関の主任者の了解を得たうえ、研究科主任者を通じて研究科長に願い出て、許可を得なければならない。
３　研究科長は、前項の願い出のあった者について、前項に規定する事項が確認できない場合は、その者を共同利用者とすることができない。
４　共同利用者は、管理区域内においては取扱等業務従事者に準じた取扱いを受けるものとする。

（遵守等の義務）
第１４条　取扱等業務従事者及び管理区域に立ち入る者は、この規定を遵守するとともに、研究科長及び主任者等が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。
２　主任者等は、放射性同位元素等の取扱方法が安全管理上好ましくないと認められる者に対し、管理区域からの退去又は放射性同位元素等の使用禁止等必要な措置を講じることができる。

（点検及び施設の維持管理）
第１５条　主任者は、研究科施設を法令で定める技術上の基準に適合させるため、６月の期間ごとを標準に研究科放射線施設の保守点検記録(以下「施設点検記録」という。）に従い点検を行い、その結果を記録する。
２　前項の点検により異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、異常の内容及び講じた措置を管理室長及び研究科長に報告しなければならない。
３　主任者は、年度毎に放射線管理状況報告書を作成し、所定の期日までに研究科長に提出するものとする。
４　研究科長は、前項の放射線管理状況報告書を受理したときは、所定の期日までに総長を通じて原子力規制委員会に提出しなければならない。
５　研究科長は、管理区域の外に通ずる扉、放射性同位元素貯蔵室及び廃棄物保管室の扉を施錠し、管理室長にそのかぎを管理させ、これらの扉を出入りした者の氏名、所属及び出入りの日時を記録させなければならない。
６　管理室長は、管理区域の入口にＲＩ等の取扱に関する注意事項及び貯蔵室の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

（放射性同位元素等並びに放射線照射装置の使用）
第１６条　放射性同位元素等並びに放射線照射装置の使用に際しては、主任者又は取扱責任者の指示に従い、次の各号に掲げる事項を厳守して放射線障害の防止に努めなければならない。
（１）　放射性同位元素等並びに放射線照射装置の使用は、それぞれ指定された場所においてのみ行うこと。
（２）　使用目的に応じて、放射線障害の発生するおそれの最も少ない使用方法を選択すること。
（３）　使用に際しては、主任者又は取扱責任者の指示に従い、所定の帳簿に必要事項を記入すること。
（４）　放射性同位元素等の容器には、必ず所定の標識を付けること。
（５）　取扱等業務従事者は、個人被ばく線量測定のため、研究科施設測定記録要項（以下「測定記録要項」という。）に規定された放射線測定器を指定された位置に着用すること。ただし、管理区域に一時的に立ち入る者で取扱等業務従事者でない者（以下「一時立入者」という。）につい

ては、外部被ばく及び内部被ばくの実効線量が１００マイクロシーベルトを越えるおそれのないときはこの限りではない。

（６） 放射性同位元素の飛散又は汚染に気付いたときには、直ちに主任者等に通報し、応急の措置を講ずること。

第１７条 密封されていない放射性同位元素の使用に際しては、前条の各号に定める事項のほか、汚染及び汚染の広がりを防止するため、次の各号に定める事項を守らなければならない。

（１） 実験台は、ポリエチレンろ紙等の適当な表面材料で被覆すること。

（２） 作業室は、常に整理整頓し、作業に必要のない機械器具類を持ち込まないこと。

（３） 放射線施設内では、専用の履物を使用し、必要に応じて専用の作業衣を着用すること。

（４） 取扱いに当たっては、原則として防護用手袋を着用し、汚染防止のためバット、シート、ろ紙等を使用すること。

（５） 放射性同位元素を含む気体、粉塵等を飛散させるおそれのある作業は、フードその他の排気装置を使用すること。

（６） 液体状の放射性同位元素は、必ず安全ピペット等で吸上げ、固体状の場合は、ピンセット、鉗子等適当な器具を用いること。

（７） 作業中において汚染のおそれがあるときは、直ちに汚染の検査を行い、洗浄、脱衣等適切な処置をすること。

（８） 作業室から器具等を持ち出す場合は、表面汚染の有無を検査し、表面密度限度の１０分の１以下であることを確認すること。

（９） 管理区域から退出する場合は、汚染検査室において、身体、着衣、履物及びその他の物件の汚染の有無を検査して、汚染があった場合は除染を行い、もし除染が出来ない場合は、主任者等の指示に従うこと。

(10) 放射性同位元素によって表面密度限度を超えて汚染された物及びその物が置かれていた場所には、所定の標識を掲げること。

(11) 作業室において、飲食、喫煙、化粧等放射性物質を体内摂取するおそれのある行為を行ってはならないこと。

第１８条 密封された放射性同位元素の使用に際しては、第１６条の各号に定める事項のほか、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。

（放射線照射装置の運転）

第１９条 放射線照射装置の運転に際しては、次の各号に定める事項を守らなければならない。

（１） 運転に際しては、運転責任者を定め、その運転に関する責任を明らかにすること。

（２） 運転開始前には、インターロック等人がみだりに入ることを防止する装置が正常に作動することを確認するとともに、立入禁止区域に人がいないことを確かめること。

（３） 運転中は、実験室の出入口に「照射中」の標識を掲げること。

（４） 運転中は、実験者がいる場所の１センチメートル線量当量率を測定し、これを記録すること。

（５） 運転中に、１センチメートル線量当量率が異常に増加したときは、直ちに運転を止め主任者等に通報し、指示を受けること。

（放射性同位元素の保管）

第２０条　放射性同位元素の保管は、次の各号に掲げる基準に従って行うほか主任者等の指示に従わなければならない。

（１）　放射性同位元素の保管は、すべて指定された保管場所において行うこと。

（２）　放射性同位元素の保管には、その種類及び数量に応じて適当な容器に入れ、人が立ち入る場所に６マイクロシーベルト毎時以上の放射線の漏れが生じないようにすること。

（３）　保管の容器には、その内容物の種類、数量、日付、取扱等業務従事者名を記載した標識を表面に貼り付けること。

（４）　空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を保管する場合には、これを気密な容器に入れることにより、貯蔵施設内の人が呼吸する空気中の放射性同位元素の濃度が空気中濃度限度を越えないようにすること。

（５）　貯蔵施設内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、常に表面密度限度を超えないようにすること。

（６）　放射性同位元素を貯蔵施設から持ち出すときは、主任者等に申し出て、所定の用紙に持出日時、搬出者名、放射性同位元素の種類、数量等を記入すること。

２　主任者は、貯蔵施設の貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないように監督し、帳簿により確認しなければならない。

（放射性同位元素等の廃棄）

第２１条　放射性同位元素等を廃棄する場合には、日本アイソトープ協会（以下「協会」という。）指定の分類に合うように、廃棄物の種類に応じて、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

（１）　固体状の廃棄物は可燃性、難燃性及び不燃性に区分し、それぞれ別々の容器に封入し保管廃棄する。

（２）　液体状の廃棄物は、無機、有機溶媒に区分し、それぞれ専用の容器に封入し、さらに受皿を用いる等の汚染を防ぐ十分な措置を講じ、保管廃棄する。ただし、水溶性廃棄物は、主任者が放射線障害の発生するおそれがないと認めるときは、排水設備によって廃棄することができる。その場合は排液中の放射性同位元素の濃度は、濃度限度以下であること。

（３）　気体状の廃棄物の処理は、主任者等の指示を受けなければならない。

（４）　廃棄に当たっては、所定の用紙に日時、廃棄する者の氏名、廃棄する放射性同位元素等の種類、数量、その他の事項を記入すること。

（５）　放射性廃棄物は、可能な限り協会へ引き渡すものとする。ただし、協会へ引き渡しできない核種、形状等の放射性廃棄物が生じた場合には、主任者の指示する分類及び方法に従って保管すること。

２　廃棄物容器の管理は、主任者が指示しなければならない。

３　不要になった密封された放射性同位元素は、主任者の指示により、廃棄業者等に引き渡すものとする。

（放射性同位元素の運搬）

第２２条　放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、大阪大学放射性同位元素等運搬要項により行わなければならない。

２　研究科施設で使用する放射性同位元素を購入する場合又は放射性同位元素等を外部から搬入し、若しくは外部へ搬出する場合には、それぞれの種類、数量、日時及び性状等についてあらかじめ、所定の手続きにより主任者の承認を得なければならない。

（測定）

第２３条　放射線の量、放射性同位元素等による汚染の状況等についての測定は、次の掲げる場所について、主任者又は主任者の指示のもとに取扱責任者が行うものとする。測定記録要項に規定された測定箇所及び測定の方法で記録する。

（１）　放射線の量

（２）　放射性同位元素等による汚染の状況の測定

２　前項の測定は、作業開始前に１回、作業開始後にあっては１月を超えない期間（照射室の測定は、６月を越えない期間）ごとに１回行わなければならない。ただし、排気、排水設備のＲＩ等による汚染の状況の測定については、排気又は排水の都度行う。

３　前項の規定にかかわらず、汚染の生じたと考えられる場合には、そのつど測定する。

４　放射線の量の測定は、原則として１センチメートル線量当量率又は１センチメートル線量当量について行うものとする。

５　第１項の測定は、測定記録要項に定めた放射線測定器を用いて行うものとする。ただし、この測定が測定器によりがたい場合は、計算によってこれらの値を算出することができる。

６　管理室長は、測定記録要項に定めた放射線測定器について、校正、簡素化した校正、又は点検を測定記録要項に定めた期間毎に行い、その実施年月日、測定器の種類及び型式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名又は名称を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

７　第１項の測定により汚染が発見された場合、管理室長が、当該実験室等を使用した使用責任者、当該保管場所の場合は保管責任者に伝え、当該責任者が除染を実施すること。除染の実施においては、必要に応じて当該責任者が除染計画を作成し、主任者の確認を取ること。

第２４条　研究科長は、管理区域に立ち入った者についての個人被ばく線量の測定を、大阪大学個人被ばく線量の測定要項に従い、主任者の助言のもとに行わなければならない。

２　取扱等業務従事者は、個人被ばく線量測定のための放射線測定器を着用し、着用期間終了ごとに管理室に提出しなければならない。ただし、放射線測定器を用いても測定することができない場合は、計算によって算出することとする。

３　前項により管理室へ提出された放射線測定器は、測定記録要項にて規定された者が測定するものとする。

４　前２項の測定結果は、主任者が管理し、管理室において永年保管する。また、その写しを記録のつど本人に交付しなければならない。

５　取扱等業務従事者が他の使用施設で放射線作業を行う時も、前３項に準ずるものとする。

（教育訓練）

第２５条　研究科長は、取扱等業務従事者に対して、初めて管理区域に立ち入る前又は取扱等業務に従事する前については、法で定める項目及び研究科教育及び訓練等実施要項に定める時間数の教育及び訓練を、管理区域に立ち入った後又は取扱等業務の開始後は、前回の教育及び訓練を行った日

の属する年度の翌年度の開始日から１年以内に研究科教育及び訓練実施要綱に定める教育及び訓練を実施しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、法で定める項目の一部又は全部について十分な知識及び技能を有すると研究科長が認める者については、当該項目についての教育及び訓練を免除することができる。

３　研究科長は、一時立入者として認めた者については、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

（健康診断）

第２６条　大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長は、大阪大学において取扱等業務従事者の健康診断を実施する。健康診断結果の写しは、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長が本人に交付しなければならない。

２　研究科長は、大阪大学放射性同位元素等取扱者の健康診断実施要項により取扱等業務従事者に対し、健康診断を受けさせなければならない。ただし、学外等で実施されている健康診断の診断書の写し、または他の放射線施設が発行した健康診断を実施した旨記載の従事者証明書、または必要事項が記入された電離放射線障害防止規則様式第１号の２の電離放射線健康診断個人票の提出をもって代えることができる。

３　研究科長は、前項の取扱等業務従事者の健康診断の結果に応じ、大阪大学キャンパスライフ健康支援・相談センター保健管理部門長及び主任者の意見に基づき放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して、その程度に応じ次の措置をとる。

要注意の場合　作業時間の短縮
　　作業の内容制限
要制限の場合　配置転換
要療養の場合　休養加療

４　研究科長は、研究科に所属する取扱等業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断を受けさせ、必要な保健指導等の適正な措置を講じなければならない。

（取扱等業務従事者の転出等の際の措置）

第２６条の２　研究科長は、取扱等業務従事者が配置換え、転出又は退職等により異動する場合は、当該取扱等業務従事者の取扱等に係る放射性同位元素等の他の取扱等業務従事者への引継、廃棄その他必要な措置を講じなければならない。

（記帳及び保存）

第２７条　安全管理に必要な帳簿は、次の各号に掲げるとおりとし、主任者等は、所定の帳簿に必要事項を確実に記帳させなければならない。

（１）　放射性同位元素の受入れ、払出しに関する帳簿
（２）　放射性同位元素の使用に関する帳簿
（３）　放射性同位元素の保管に関する帳簿
（４）　放射性同位元素の廃棄に関する帳簿
（５）　放射性同位元素の運搬に関する帳簿

（６） 放射線の量及び汚染の測定に関する帳簿
（７） 取扱等業務従事者の被ばく線量に関する帳簿
（８） 取扱等業務従事者の健康診断に関する帳簿
（９） 教育訓練に関する帳簿
(10) 取扱等業務従事者の登録簿
(11) 管理区域立入記録
(12) 施設の保守点検記録
(13) 第１５条第５項に定める記録

２　主任者は帳簿を点検する。

３　帳簿は、毎年４月１日に開設し、３月３１日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖するものとし、取扱等業務従事者の被ばく線量の測定の記録に関する帳簿は、生命機能研究科庶務係において永久保存し、その他は管理室が５年間保存するものとする。

（地震等の災害時における措置）

第２８条　吹田市で大規模自然災害（震度5強以上の地震、風水害による家屋全壊(住家流出又は1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊の場合)又は研究科施設に火災その他の災害が起こった場合には、別表１に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

２　研究科長は、前項の通報を受けたときは、直ちに研究科施設を点検しなければならない。

３　主任者は、管理区域において火災が発生した場合又は事業所内の管理区域外において管理区域、事業所内の放射性同位元素若しくはその収納容器に延焼する火災が発生した場合（事業所内運搬中の場合を含む）には、異常事態が発生しなくても原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

（危険時の措置）

第２９条　地震、火災その他の災害により放射線障害の発生するおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、別表１に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

２　主任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに災害の防止、避難警告その他法令の定める応急の措置を講ずるとともに、当該事態が発生した旨を所轄の警察署、研究科長及び原子力規制委員会の担当部局に通報しなければならない。

３　主任者は、緊急事態の通報を受けた場合、次に掲げる措置を講ずるために必要な指示を与えるほか、研究科長に状況を報告しなければならない。

（１） 緊急作業に従事する者は、主任者の指示に従うこと。
（２） 放射線障害を受けた者又はそのおそれのある者がいる場合は、速やかに救出するとともにその付近の者を避難させること。
（３） 汚染が生じた場合又はそのおそれがある場合には、汚染の拡散又は発生の防止に努めるとともに、関係者以外の者をその場所に接近させないようにすること。
（４） 放射性同位元素を他の安全な場所に移す余裕がある場合には、これを移した後、その周囲には縄を張り、又は標識等を設け、かつ、見張人をつけ、関係者以外の立入りを禁止するなど、放射線障害の拡大防止に留意すること。
（５） 研究科施設に火災が起こった場合は、備え付けの消火器を用い、みだりに水をかけて放射性

同位元素による汚染を広げぬよう注意すること。

（６） 研究科施設に延焼するおそれのある場合は、使用中の放射性同位元素を貯蔵室に収納し、すべての扉を閉鎖して退避すること。

（７） 研究科施設に地震による災害が生じた場合は、火災の発生を防止したうえ、速やかに避難し、管理区域は、主任者等の指示による以外現状を変更しないこと。

４ 研究科長は、緊急作業に従事した者に対し、必要と認められる場合は、事後速やかに健康診断を受けさせなければならない。

（事故時の措置）

第３０条 第１号から第８号までに掲げる事故が発生したときは、別表２に定める連絡通報体制に、第９号に掲げる事故が発生したときは別表３に定める連絡通報体制に従い、直ちに連絡及び通報しなければならない。

（１） 放射性同位元素の盗取又は所在不明が発生した場合

（２） 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和３５年総理府令第５６号。以下「施行規則」という。）第１９条第１項第２号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

（３） 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、施行規則第１９条第１項第５号の濃度限度又は線量限度を超えたとき。

（４） 放射性同位元素等が管理区域外で漏えいしたとき。

（５） 放射性同位元素等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいした物が管理区域外に広がったときを除く。）を除く。

ア 漏えいした液体状の放射性同位元素等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏えいした場合において、空気中濃度限度を超えるおそれがないとき。

ウ 漏洩した放射性同位元素等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。

（６） 施行規則第１４条の７第１項第３号の線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

（７） 放射性同位元素等の使用、その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が取扱等業務従事者にあっては５ミリシーベルト、取扱等業務従事者以外の者にあっては０．５ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるとき。

（８） 取扱等業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

（９） 管理下にない放射性同位元素等が発見されたとき。

２ 研究科長は、第１項第１号に掲げる事故の通報を受けたときは、直ちに、その旨を所轄の警察署に通報しなければならない。

（情報提供）

第３１条 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供は、安全委員会が担当し、研究科長が総括する。

２　研究科長は、前項の事態が発生したときは安全委員会内に問い合わせ窓口を設置し、安全委員会委員等に対応させる。なお、外部への情報発信は、大阪大学ホームページ等を通じて行う。

３　研究科長は、発生した事故の状況、災害、危険事態の大きさ及び被害の程度に応じて情報提供する方法及び内容を安全委員会で協議し、次の各号に掲げる項目を必要に応じて随時提供する。

（１）事故の発生日時及び発生した場所

（２）汚染の状況等による事業所等外への影響

（３）事故が発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量

（４）応急の措置の内容

（５）放射線測定器による放射線量の測定結果

（６）事故の原因及び再発防止策

（７）その他の事故に関する情報

４　研究科長は、必要に応じて取扱等業務従事者、研究科教職員及び安全衛生管理部長に協力を要請することができる。

（業務の改善）

第３２条　研究科長は、研究科施設の放射性同位元素等の使用・管理等に係る安全を向上させるため、業務の改善活動を行わなければならない。

２　業務の改善活動は、大阪大学放射線施設自主安全管理点検活動要項に基づいて、以下に掲げる方法で行う。

（１）部局自主安全管理点検活動

ア　安全委員会は、研究科安全点検計画を年度ごとに定め、研究科安全点検計画を原子力研究・安全委員会放射線安全管理部会（以下、安全管理部会という。）に提出する。

イ　管理室長及び主任者は、研究科安全点検計画に基づいて点検活動を実施し、自己評価する。

ウ　管理室長は、前項の結果を研究科長及び安全委員会に報告する。

エ　研究科長は、改善点について必要な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を安全委員会に報告する。

オ　研究科長は、点検で判明した不適合事項に関して講じた措置の内容及びやむを得ず研究科で対処出来ない不適合事項について、安全管理部会に報告する。施設整備に関する課題については、原子力研究安全・委員会施設・設備等検討部会（以下、施設・設備等検討部会）に報告する。

（２）全学自主安全管理点検活動（隔年で実施）

ア　研究科施設は、安全管理部会より、部局自主安全管理点検活動で実施された内容及び方法について点検を受けるとともに、安全管理部会が策定した施設点検方法に基づいて点検を受ける。

イ　点検により不適合事項場合が判明した場合は、研究科長は不適合事項を改善し、安全管理部会に報告する。研究科で対処出来ない場合は、その課題についても安全管理部会に報告する。なお、施設整備に関する課題については、施設・設備等検討部会に報告する。

附　則

この規定は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成１９年１０月１０日から施行し、平成１９年１０月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成２２年４月１４日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成２２年１２月２７日から施行する。

附　則

この改正は、平成２４年４月１１日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成２５年６月１２日から施行し、平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この改正は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

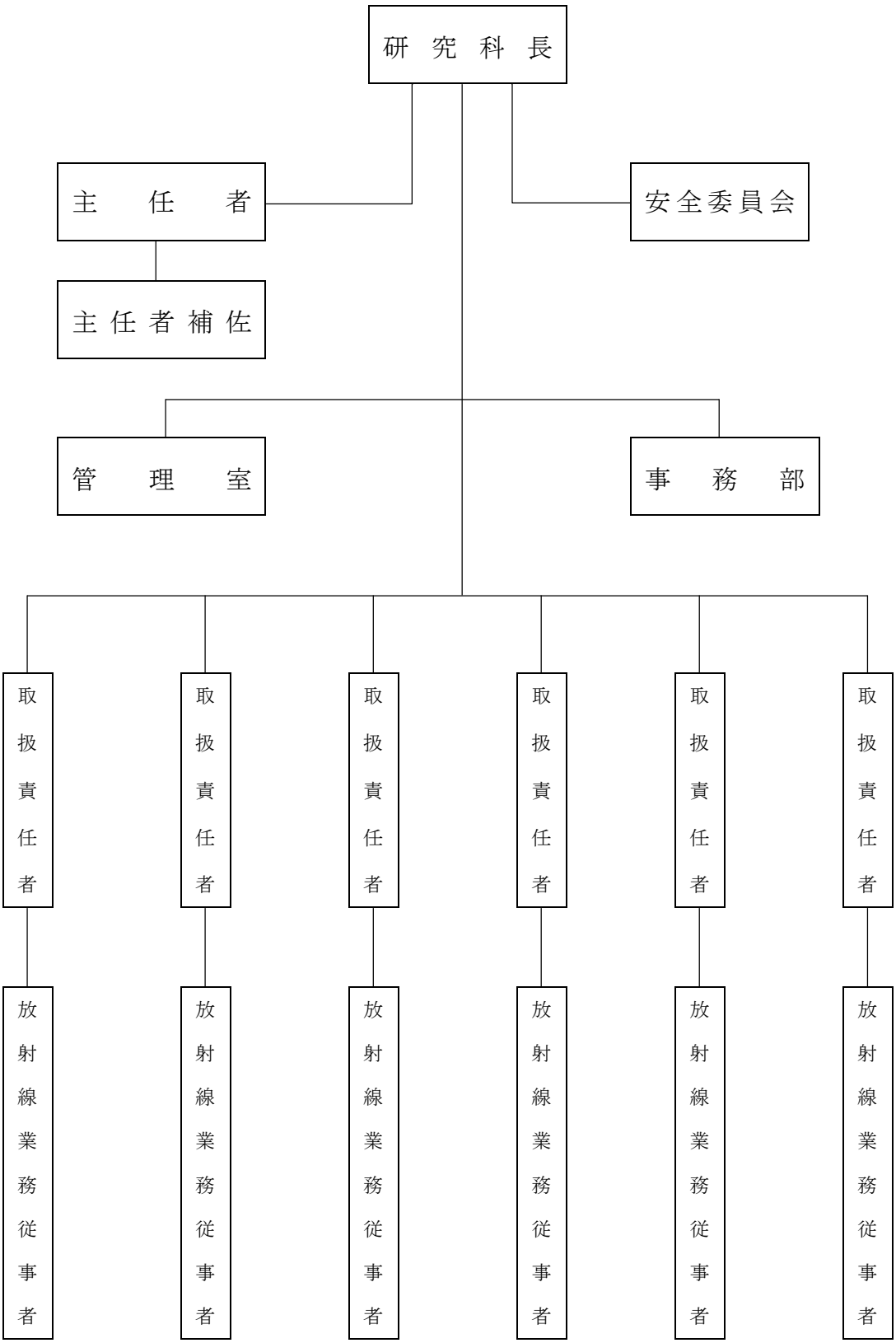
この改正は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

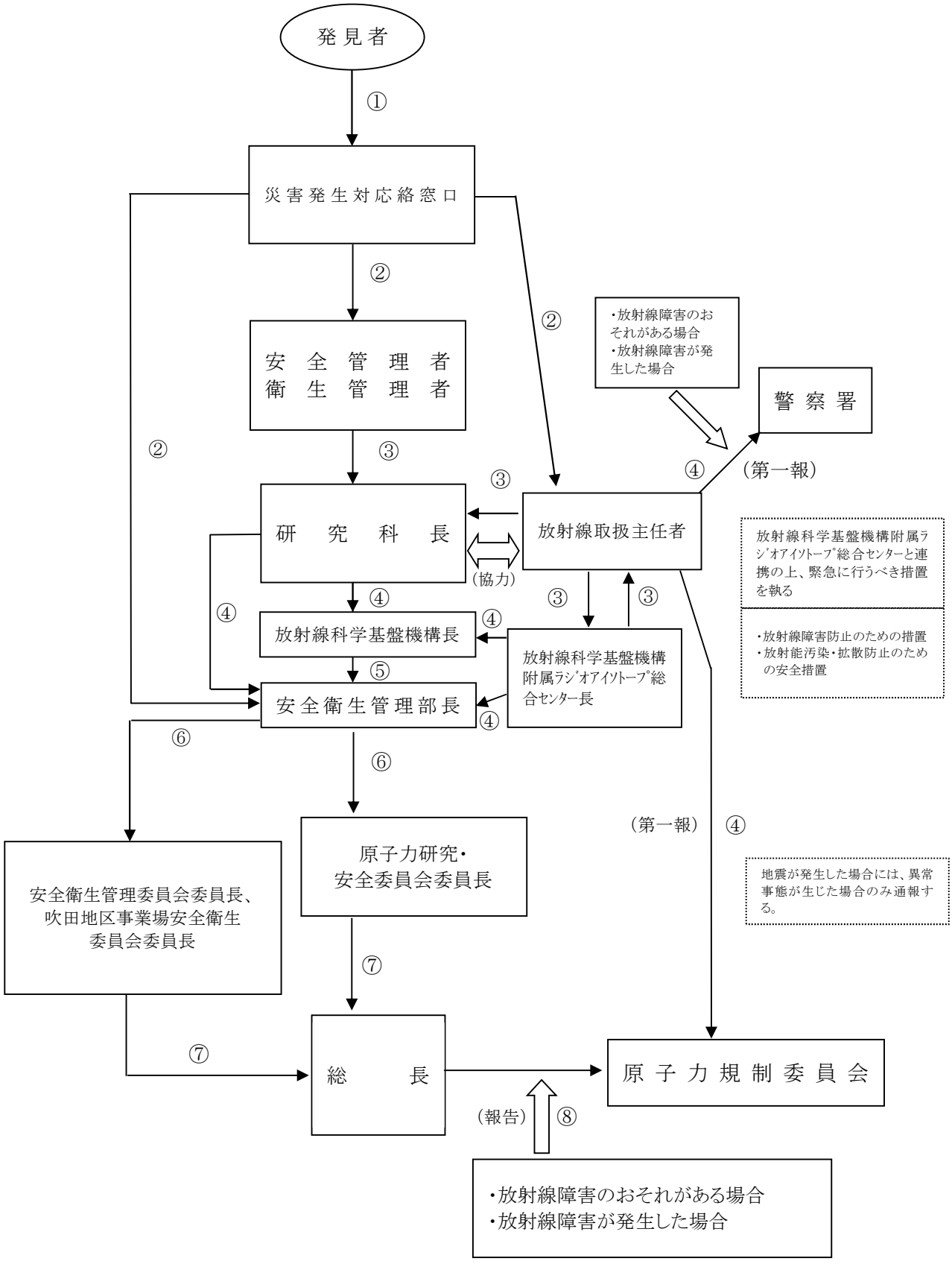
この改正は、令和５年１０月１日から施行する。

別図

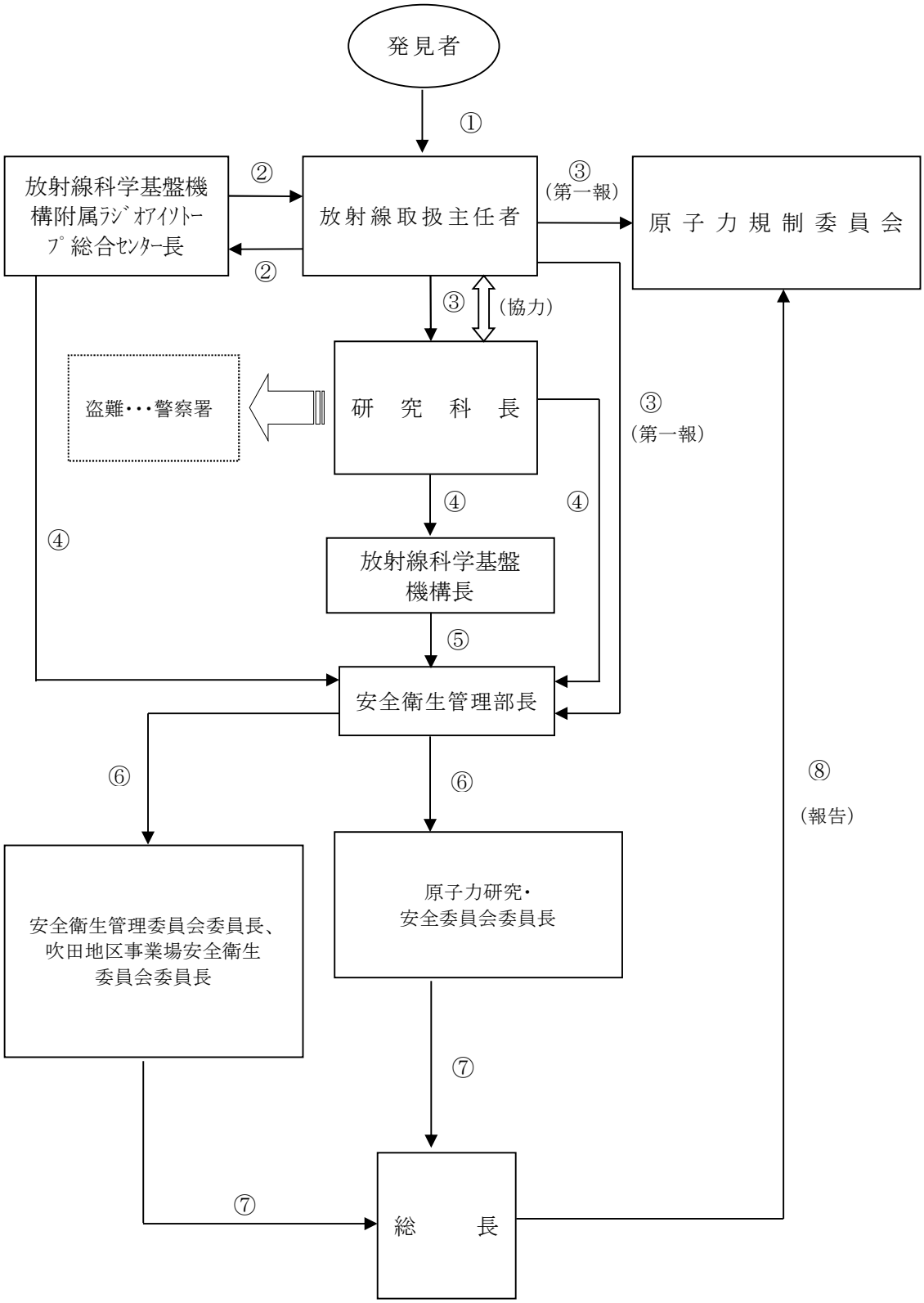
大阪大学大学院生命機能研究科安全管理組織の図



別表１（第２９条第１項及び第３０条第１項関係）



別表２（第３１条第１項関係）



別表３（第３１条第１項関係）

